

## 空き家バンク物件登録 確認シート（相談者用）

記入日：令和 年 月 日

(フリガナ)	
相談者氏名：	
住 所：	
電話番号：	Email：

No.	確認・説明事項	記入欄
1	<b>空き家バンクの利用目的を教えてください。</b>	<input type="checkbox"/> 現在空き家となっているため利活用したい <input type="checkbox"/> 近々空き家となる予定があるため利活用したい <input type="checkbox"/> その他 ( )
2	<b>物件と所有者等情報をご記入ください。</b>	所在地：北杜市 町 所有者： 建築年数：
3	<b>空き家は、居住を目的とした建物ですか。</b> ⇒ 賃貸や売買を目的として建てられた物件は登録できません。 ⇒ 共同住宅は登録できません。 ⇒ 居住部分のない店舗等のみ物件は対象となりません。 (店舗等併用住宅は登録が可能です。)	<input type="checkbox"/> 居住目的の住宅 (別荘含む) <input type="checkbox"/> 店舗等併用の住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等としての建物 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4	<b>あなたは、空き家の不動産登記上の所有権を有していますか。</b> ⇒ 権利を有していない方の登録は委任されていない限り、原則出来ません。 ⇒ 未登記の場合、物件公開までに登記を行っていただきます。	<input type="checkbox"/> 未登記 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の親族 <input type="checkbox"/> 所有者の相続人 <input type="checkbox"/> 所有者の委任を受けた者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5	<b>あなたは、土地の不動産登記上の所有権を有していますか。</b> ⇒ 権利を有していない方の登録は委任されていない限り、原則出来ません。	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の親族 <input type="checkbox"/> 所有者の相続人 <input type="checkbox"/> 所有者の委任を受けた者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
6	<b>上記4・5で相続人と記入いただいた方に伺います。 相続登記のご予定を教えてください。</b> ⇒ 相続登記が終わっていない場合は登録できません。	相続登記の状況： <input type="checkbox"/> 進めている <input type="checkbox"/> 今後行う(予定: 年 月頃申請)
7	<b>登録したい物件について該当する項目がひとつでもありますか。</b> ⇒ 該当するものがある場合、登録できません。 ※ 事故物件等の場合、お取り扱いできるかは状況によります。できるだけ詳細にお知らせください。	該当するものに○をつけてください ・ 抵当権 ・ 借地権 ・ 仮登記 ・ 買戻特約 ・ 違法建築物 ・ 接道がない土地 ・ 水の確保が不可 ・ その他 ( )
8	<b>空き家バンク以外で、不動産会社等へ仲介を依頼していますか？</b> ⇒ 空き家バンクは公の制度ですので、他の不動産会社等へ同時に仲介依頼は出来ません。	仲介依頼の状況： <input type="checkbox"/> 依頼している <input type="checkbox"/> 依頼していない <input type="checkbox"/> その他 ( )

**裏面も記入をお願いします⇒**

9	<b>管理別荘地や借地権のある土地・物件であったり、管理費を管理会社へ支払っていますか？</b> (市内管理会社の例：泉郷、清里の森、アルプスハイランド等) ⇒ 近隣者や個人へ見守りや維持管理を依頼している程度は問題はありません。 ※ 空き家バンク事業は市内の不動産業者11社による協力会と共に運営している事業であるため、他の民間事業者が管理している物件について取り扱うことが出来ません。	<input type="checkbox"/> 管理別荘地等に該当 <input type="checkbox"/> 管理費を支払っている <input type="checkbox"/> その他
10	<b>水道は公営水道ですか？</b> ⇒ 公営水道でなく、民間会社へ使用料を支払っている場合は登録できません。 ⇒ 近隣住民で井戸を共有している場合は登録可能です。個人井戸の場合は、空き家バンク協力会に相談が必要です。	<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> 民間水道 <input type="checkbox"/> 井戸（共同・個人） <input type="checkbox"/> その他( )
11	<b>物件があるのは、自治会がある地域ですか？</b> ⇒ 空き家バンク制度は地域活性化を目的にしています。自治会の対象エリアにある物件について、自治会への加入をお願いしています。	※分かる範囲でお答えください。 <input type="checkbox"/> 自治会のエリアである（行政区名： ） <input type="checkbox"/> 自治会のエリア外である <input type="checkbox"/> その他( )
12	<b>物件や敷地はどんな状況ですか？ また、適切に管理していますか？</b> ⇒ 適切な管理状況にない物件は登録できません。 (家全体が傾いている、屋根や壁に穴が開いている、雨漏りがある、敷地内が荒廃している物件 等) ⇒ 申込後に所有者、市、不動産会社で現地調査を行います。物件や敷地の状態・権利関係によって登録できない場合があります。	<input type="checkbox"/> 住宅として使用可能（修繕不要） <input type="checkbox"/> 概ね適切な管理状況にある（多少の修繕要） <input type="checkbox"/> 適切な管理状況にない（大規模な修繕要） <input type="checkbox"/> その他( )
<b>次の項目を御確認いただきチェック欄に○をご記入ください。</b>		
13	チェック欄	<b>登録後の交渉・契約等の仲介は北杜市空き家バンク協力会の会員（不動産会社）が行います。</b> ※ 協力会の会員は、山梨県宅建協会・全日本不動産協会山梨県本部に所属する市内の不動産会社です。
14	チェック欄	<b>空き家バンク物件登録に係る提出書類は、</b> <b>①物件登録申込書（様式第1号）</b> <b>②直近の固定資産税課税証明書の写し又は固定資産評価証明書</b> <b>③身分証（運転免許証、個人番号カード）の写し ※③は郵送、メール、FAXによる提出の場合のみ提出が必要となります。</b> <b>登録申込後、お客様の物件を担当する協力会の会員（不動産会社）から直接連絡いたします。</b>
15	チェック欄	<b>敷地や外観、間取りや内部の建物の状況の確認のため、物件登録前に、相談者様立ち会いのもと、市職員と空き家バンク協力会で現地調査を行います。（建物内も拝見します。）</b> ⇒ 事情により、現地調査に立ち会えない場合は、代理の方の立会も可能です。（委任状や身分証の写しが必要です。） ⇒ 現地調査には、評価証明書や登記簿等の書類が必要になることがあります。
16	チェック欄	<b>空き家バンク登録後2年を経過した場合、登録の継続を希望するか否かの連絡をいたします。</b> ⇒ 継続を希望する場合は、再度現地調査を行って建物等の状態を確認させていただきます。 (状態によっては、登録をお断りする場合があります。) ⇒ 登録の更新は1回限りとなり、最長4年間登録できます。
17	チェック欄	<b>空き家バンク利活用促進リフォーム等補助金の交付を受けた場合、登録から5年以内に空き家バンク登録を解除したときは、補助金の全額返還を求めます。</b> ⇒ 起算日は、物件登録日になります。
18	チェック欄	<b>正式に物件登録がされると、建物の概要や間取り、写真等を市のホームページや窓口で公表します。</b>

※ 1～12の内容に適合する物件でも、物件の状況等により空き家バンク登録ができない場合がございます。